

2018年9月1日

会員各位

一般社団法人
日本ハンドセラピー学会
理事長 大山峰生

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
2018年度 海外留学予定者に対する留学支援事業のお知らせ

日本ハンドセラピー学会（以下、本学会）では、ハンドセラピー領域に関する研究、臨床、教育において国際的に活躍できる人材や本学会の運営活動において国際的に貢献できる人材の育成を目的に留学支援制度を設けました。この度、本学会員に対し、下記の要領で留学支援を行いますので、ご応募くださいますようお願い申し上げます。

1. 応募資格

- (1) 本学会に入会し、応募時現在3年以上継続して会員であり、当該年度の会費を納めている者。
*過去に本制度による支援金を給付された者は応募できません。
- (2) 留学先が決定しており、審査時に留学先施設の受け入れ内諾者（留学先や留学期間を確認できる書類）の写しを提出できる者。
*本学会は留学先の斡旋等を行いませんので、留学先は応募者自身で交渉してください。
- (3) 2018年8月1日～2019年7月31日までの間に留学を開始する者。
*他の機関・団体・企業等から同一目的で助成を受けている場合は応募できません。
*本学会の研究助成事業において同一目的で助成を受けている場合は応募できません。

2. 支援内容

本事業でいう「留学支援」とは、長期海外留学だけでなく、短期間の海外施設研修や数日の海外施設見学についても支援金を支給いたします。

- *海外での学会及び研修会などに参加する場合の支援はいたしません。
- *海外での学会及び研修会参加時にその地域の施設見学も行う場合は可。

3. 支援金の使途

支援金の使途は、交通費および滞在宿泊費としてください。

4. 公募人数

若干名

5. 支援金額

- 研修総日数 (1)10日未満は、10万円を上限とします。
(2)10日以上40日以内は、20万円を上限とします。
(3)41日以上は、30万円を上限とします。
*研修総日数は、移動日や休日を除いた留学先での研修日です。

6. 応募期間

~~第一次応募期間：2018年5月1日～5月31日必着（該当者なし）~~

※第二次応募期間：2018年9月1日～9月30日必着

※第三次応募期間：2018年11月1日～2018年11月30日必着

※予定に達し次第、第2次、第3次は募集いたしません。

7. 応募方法

以下の応募書類を記載（署名のみ自筆，他は PC 作成可）したものを，下記の応募先住所まで郵便書留にて提出してください。なお，応募された書類はいかなる理由においても返却いたしません。

8. 応募書類

- (1) 様式第1号 『日本ハンドセラピー学会留学支援制度申請願書』
- (2) 様式第2号 『申請調書』
- (3) 様式第3号 『支援金支出計画調査書』
- (4) 留学先の受け入れ内諾書（留学先，留学期間を確認できる書類）の写し
*書式は本学会 HP の留学支援制度の項よりダウンロードしてください。

9. 応募先住所

〒004-0041

北海道札幌市厚別区大谷地東1丁目1-1 札幌徳洲会病院リハビリテーション科内

日本ハンドセラピー学会 国際交流委員会 井部光滋

TEL : 011-890-1110

E-mail: ibe_ot@tokushukai.jp

*封筒の表に「日本ハンドセラピー学会 留学支援制度 応募書類在中」と朱書きください。

10. 採択

採択は，本学会留学支援制度審査委員会の審査を経て，理事会にて決定します。

なお，本学会が行う他の会員支援事業にて支援や助成を受けた経験がない者は，すでに受けた者より優先して採択される場合があります。

11. 採否通知

発表は，第一次は7月下旬，第二次は11月下旬，第3次は2月下旬を予定しております。

理事会決定に基づき，本学会理事長より応募者に通知します。

12. 支援金の支給

支給は，毎年9月と2月になりますので，様式第3号『支援金支出計画調査書』に基づき，その支給月の前月までに様式第4号『支出報告書』と合致する領収書を提出された場合に支給されます。

支給合計額が，採択支給額の上限を超えない場合は，複数回に分けての受給も可能です。

13. 変更・辞退

申請書記載内容に何らかの変更が生じた場合は，すみやかに本学会学術研究委員会に届け出てください。また，交付辞退にあたっては本学会理事長に届け出，支援金の全額を返還することが定められています。

14. 報告の義務

本制度にて留学支援された者は，留学支援制度書式の様式第5号『留学実績報告書』，を留学期間終了後，2か月以内に本学会学術研究委員会へ提出してください。また，留学報告を本学会会員ニュースに掲載いたしますので，当該留学に関する記事を執筆ください。

以上